

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年9月25日

-第3号-

消費生活トラブル情報

注目!

安易に投稿するとリスクがいっぱい!  
ネットとの賢い付き合い方を考えよう!!

相談事例



動画投稿サイトに、通っている高校の校章が付いたジャージを着たまま投稿してしまった。その後、サイトのログインID やパスワードが分からなくなり動画が消せなくなった。

(当事者：高校生 男性)

アドバイス



- ネット上の動画・画像や書き込みは、投稿・送信した本人が削除しても、完全に消し去ることができないことがあります。また、個人情報が増えることにより大きなトラブルに発展する場合もあるので、安易に投稿しないようにしましょう。
- トラブルに遭った際は、まずはサービスを提供している会社に対処方法を確認しましょう。また、画像の削除方法などについての相談窓口として、「違法・有害情報相談センター」(<http://www.ihaho.jp/>)があります。
- 心配なときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

参照先：国民生活センターHP：[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj\\_mailmag/kmj-support126.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support126.html)

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 法律で認められた例外的な消費者保護制度です

いったん有効に成立した契約は、一方的に解除することはできませんが、訪問販売等下表のとおり特定の取引の場合には、「クーリング・オフ制度」が認められます。「クーリング・オフ制度」とは、クーリング・オフ期間内であれば、消費者からの一方的な申込みの撤回や契約の解除を認める例外的な消費者保護制度です。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での原則すべての商品・サービスの取引	8日間
訪問購入	業者が自宅等へ訪問して、物品の購入を行う取引(対象外:自動車(二輪を除く)、家具、家電、本・CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券)	
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘による原則すべての商品・サービスの取引	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス(店舗契約含む)	
連鎖販売取引 (マルチ商法)	すべての商品・サービスの取引 (店舗での契約を含む)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法・モニター商法)		

## 対象外

※ 現金取引で**3000円未満**の商品は対象外

※ **インターネットショッピング**は通信販売に当たり、クーリング・オフ制度の対象外です。

## 手続き

クーリング・オフの手続きは必ず**書面(はがき)**による通知で行います。はがきは、両面ともコピーをとり、簡易書留などの配達記録が残る方法で通知しましょう。

クレジット契約した場合は、クレジット会社にも必ず通知しましょう。

## 効果

クーリング・オフを行使すると、消費者は負担なく契約を解除できます。支払ったお金は返金され、手元にある商品を返送する場合の送料は、事業者が負担します。